



## 地引き網体験 ～地元の海から学ぶこと～

9月9日(水) 勝尾崎自然教育こどもキャンプ場

能登島小学校の6年生16人が、地引き網を引いて地元の海にすむ生き物を観察した。鰯目町会長の坂本隆さんから「地元の海にどんな生き物がすんでいるかを学んでほしい」とあいさつを受けた児童たち。鰯目大敷網(株)の職員から網の引き方を習い、のじま水族館の職員から生き物の特徴を教わった。

網の中をのぞき込む児童たちは、シロギスやヒメジ、ホンダワラなど見慣れない生き物に興味を見せた。緑豊かな能登島の海だからこそ生息する生き物。「きれいな海とは」と考える良い機会にもなった。



## 金糸瓜の提供 ～能登伝統野菜を食べよう～

9月2日(水) 中島保育園

能登野菜育成七尾鹿島協議会が、子どもたちに能登伝統野菜を知ってもらおうと金糸瓜5kg分を提供した。同協議会会長の福田浩さんは「たくさん食べて、暑さとコロナに勝ちましょう」と年長児20人にあいさつ。園児たちは自分の顔より大きい金糸瓜を手に取り、「重たい」と声を上げた。

10日(木)に先生が調理し、金糸瓜がほぐれていく様子に驚いた園児たち。味見をしてみると、小林新太君は「豆みみたいな味がしておいしかった」と初めて食べる能登伝統野菜の味に笑顔を見せた。



## 棚田で稲刈り ～目指すは日本一おいしいお米～

9月23日(水) 八田町

七尾東雲高等学校総合経営学科の3年生7人が、地元農家の石井昌嘉さんの棚田で稲刈りをした。同校は平成24年度から棚田再生プロジェクトに取り組み、翌年から7年間「あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト」に毎年出品している。今回刈り取った品種は「縁結び」。有機肥料、無農薬で育てられ、11月に開催されるコンテストに今年も出品する。

手際よく稲を刈り取り、はぎに掛けた生徒たち。米川楓子さんは「元気に育ってくれてうれしい。コンテストでは優勝したい」と力を込めた。



## でか山はかせになろう ～七尾でよかった!!小丸山でよかった!!～

9月16日(水) 和倉温泉お祭り会館

小丸山小学校の3年生62人が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった青柏祭をはじめ、七尾の祭りの特徴などを学んだ。児童は事前に知りたいことを準備し、和倉温泉お祭り会館職員の説明に耳を傾け一生懸命にメモを取った。

大型スクリーンに映し出されたでか山を曳いた児童たち。「重かった」「きつかった」と本物さながらの体験に笑みを浮かべた。工藤愛子さんは「来年はコロナが消え、楽しい青柏祭になってほしい」と切に願った。

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者など向け 固定資産税・都市計画税を軽減します

厳しい経営環境にある中小事業者などに対して、令和3年度の課税分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税を事業収入の減少幅に応じ、2分の1またはゼロに軽減します。

## 対象となる事業者

次の要件を満たす中小事業者など(個人、法人)

- 令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年の同期間と比較して30%以上減少していること。
- 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人。
- 資本金の額や出資金の額が1億円以下の法人。また、資本や出資を有しない場合は、従業員数が1,000人以下の法人。 ※ただし、大企業などの子会社は対象外となります。

## 減額の対象となる資産

事業用家屋および設備などの償却資産  
※土地や住宅用の家屋は対象になりません。

## 軽減割合

事業収入が前年の同期間と比較して  
30%以上50%未満減少……2分の1  
50%以上減少………全額(ゼロ)

## 申告手続き

1. 申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

2. 提出書類

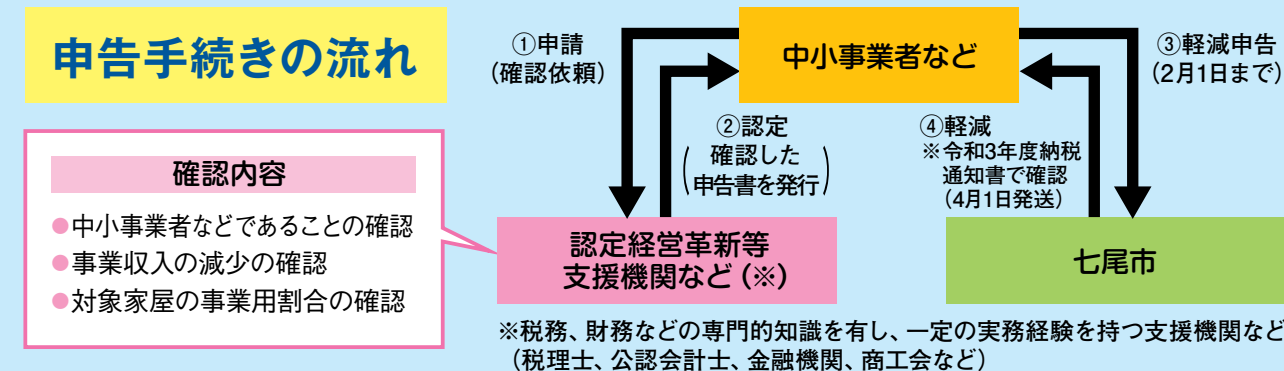
- 申告書(認定経営革新等支援機関などの確認を受けたもの)  
※申告書の様式は、税務課または市ホームページで入手できます。
- 収入の減少を証明する書類(会計帳簿や青色申告決算書など)
- 対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書など)

※認定経営革新等支援機関などの確認を受けた申告書(原本)に加えて、同機関に提出した書類と同じもの(コピー可)を提出してください。

3. 提出方法

税務課窓口へ直接(8:30～17:15 ※平日のみ)または郵送で提出。  
〒926-0046 七尾市神明町1番地 ミナクル2階

## 申告手続きの流れ



軽減措置の対象かどうか、中小企業庁のホームページで、あらかじめ確認をお願いします。

申告方法やQ&Aなど、詳細は [中小企業庁 固定資産税の軽減措置](#) 検索

問 中小企業 固定資産税などの軽減相談窓口 ☎0570-077322 (9:30～17:00 ※平日のみ)

問 税務課 ☎53-8415